録である『管内物産一万円以上ノモ

埼 玉県における明治初期の繊

 \mathbb{H}

村

正

夫

し が ŧ

は

関東地方は、 産業革命前後にお 'n て、 わが国最大の織物地帯を内陸に® 雅し、 また、 近世以来の政治的中心地東

さらに富岡製糸場の設立をみたことなどの諸点から、

繊維

産業の上で

京

これに近接する最大の生糸輸出港横浜を有し、

滞衰退とこれに代わる蚕糸業の発展がみられた。 注目すべき幾多の問題をもっていたと考えられる。関東地方においても、 本稿では、 この全国的な傾向が、 当時全国的な傾向であった綿織物生産の停 関東地方の中でも水陸交通を通じ

て東京ときわめて密接な結びつきをもっていた埼玉県においていかにしめされてい たかを分析したい。

概

況

明 治七年五月、 県庁から租税寮宛に提出された ノ明治八年 『昨六年分管内産出物品』 および、 同 〇年八月における同 県 の記

ノ調査ニシテ猶即今目繋スルトコロヲ朱書』したものによって、

繊維

関係の生産額について検討しよう。 明 治六年と、 同八・一〇両年の数字は、 対象地域が異なるため、 三年次にわたる推移をみることが出来な すな

わち、 座 によった。 ていた。 ・比企・横見・大里・旛罹・榛沢・男衾・児玉・賀美・那珂・秩父の一三郡) 明治六年は旧管地 なお、 また、 明治六年の蚕種紙・生糸の生産額は、 明治八・一〇両年における (足立・埼玉・葛飾<武蔵・下総>の三郡)、 ル生糸ル 旧管地三郡の『田畑作徳一カ年凡平均 比 較略表 • /製糸/ の相違は、 同八・一〇両年は旧熊谷県 後者が機械製糸であったのに対して、 を含める地域を、 それぞれ対象とし (入間 (明治六年)』 高麗 前

者はこれを除く一般製糸であったと考えられる。

議法中本年偶旱魃ニ逢ヒ蓼藍高価ニシテ利勘其当ヲ得サレハ開業ハ明十一年ニ譲ル」とあるよろに旱魃が影響し、そ 袋 紅花の減産には、 年において、 明治八・一〇両年次を比較すると、生産額の増加傾向は、 藍玉などは、 繭 「本年 生糸・実綿などの増産が目立ち、 ほとんど二~三割方の増産がしめされている。 (明治一○年<筆者註>)藍靛製ト染工ト合併場ヲ管下ニニカ所開設セントシ有志ニ説諭 麻・藍葉・紅花などはほとんど停滞をしめした。そして、 生糸においていちぢるしく、 同九・一〇両年の特有物産表によれば、 繭・ 織物 (木綿・絹) 同八~一〇 藍葉 · 足

の ために、 染料および染色工場の設立も延期されたといわれる。

下肥供給圏や江戸への蔬菜出荷圏とほぼ一致していたのである。 域に対して、 に集中し、 にあたる生産額をしめしていたことが注目される。 織物についてみると、 前記の旧管地三郡には僅かしかみられなかったようである。 以西の生糸・絹織物中心地域が明瞭に看取される。 一般に廉価であったと思われる綿織物が、 絹織物生産は、 そして、 これよりも高価な絹織物のほぼ一六〇~二七〇% 大部分、 言い 前者がすでに指摘した近世における江戸の 生糸生産額の圧倒的に多かった旧熊谷県 かえれば、 ほ ぼ荒川以東の綿織物 中心地

埼

「玉県東部の低地である埼玉・足立・葛飾三郡の製糸業は、

「土地既ニ開ケ農耕既ニ遍ク綿布米穀モ亦富メリ故ニ

		ייה		1 11/12/01					,	
			藤	ŧ	加	須	羽	生	騎	西
小倉	事情	 持地	反 164, 950	円 96, 220		円	反	円	反	円
"	女	//	4, 300	3,726					!	
桟	留	縞	7,700	7,962						
青		縞	21,190	44, 150	21,710	23,880	6,370	7,580	6,380	7,590
袴		地	4,390	8,763						
雲		斎	17,870	17, 278						
縞	木	綿			9,480	5,690	18,650	670	1,022	670
白	//				4,410	1,760	4, 024	2,012	4, 024	2, 012
総		計	220, 400	178,099	35,600	31, 330	29, 044	10, 262	11,426	10,272

第1表 東部 4 町における織物産額(明治5年)

(註) このほか, 行田では足袋33万足, 33,500円, 草加では巾 広厚 小倉 (縞・綾) 織洋服地の生産があった。

(埼玉県史料(内閣文庫所蔵)による)

分 玉 較 0 0 かれてい 生 穀 略 産に 業経 表上 足立 物 栽 培 を修 よる収益などを比較する。 営 た 葛 ع 蚕 Ē 飾 系業. 茶 収 益の た 郡 経 桑などの ₽ K 最 営 の な ことの で ける 高額を示す蚕種 あ 萌 商 関 る。 治六年 連 品作物栽 す を 第2表は、 検 な 討 0 わ 培 紙 ち しよう。 は 田 収 ま 畑 他 埼玉 た 益 作 米 を引き離 0 徳 県 繭 上 東部 麦 で 力 は 年 盃 凡 低 大豆 種 Б. 段 平 地 な つい 階 生 均 0 埼 ど K 比

とも っていた 大部分をしめしてい 木綿などは、 に農村家内工業とし (第1表参照 <u>あ</u>二 宿 た。 て重

斎

白 0

要な地

位

を保っていたものと考えられ

げられ 行 ・足袋などについては右 田 H た綿 草 織 物 加 生 宿 など、 産 0 中 四 中 心 そして、 の二宿 町 小倉 集落 仙 を除く 道 男帯 や荒 ば、 四 町 数多くの 小倉女帯 地 III 蕨 の 宿 生 司 古 産 巾 利 加 町 地 高 広厚洋服 根 須 村 が Ш 町 棧 旧 K 沿 留 お 管 羽 Ų١ 地 V 縞 地 K 生 南北 7 町 生産され 縞 郡 袴 生 地 木 M 騎 産 綿 連 西 雲

強 テ他

、新利ヲ需メス首トシテ現業ヲ拡充シ情勢ヲ酌

量@

l

Ť

いたという実態のために、

振るわ

なか

つ

た。

筆

頭

K

举

な 町

る。

蚕

糸

業

第2表 田畑作徳比較表

		収	入	支	出	収	益
田一反	手作	米2石	(20円)	貢米3斗9八2 村費1斗 種籾5升 干鰯7斗	2合(1円96銭) (50 銭) (12.5銭) (2円)		合 5 円41. 5銭)
	小作	上記に同じ		小作米1石 種籾・干鰯	(10円) (7円12.5銭)	米5斗7升5 (合 2 円87.5銭)
畑一反	手作	麦 2 石 大豆5斗	(4円) (1円85銭)	貢金 村費 143升 種大豆5升 下肥24荷 藁灰1俵	(22.4銭) (40 銭) (26 銭) (18.5銭) (2円) (30 銭)	(2 円48. 1銭)
歩	小作	上記に同じ		小作金 種・肥代上	(75 銭) 記に同じ	(2 円35. 5銭)
茶畑一反	生茶	生葉50貫	(17円50銭)	貢金 村費 下肥24荷	(22.4銭) (40 銭) (2円)	(:	14円87.6銭)
步	製茶	製茶10貫	(26円66銭)	上記に同	じ	(2	24円 3.6銭)
	刈桑	刈桑20 駄	(20円)	貢金 村費 下肥36荷 酒粕·油粕·	(22.4銭) (40 銭) (3円) F鰯(2円)	(]	19円37.6銭)
桑畑	繭	糸種2枚掃立 繭1石6斗	(32円)	貢金・村費 同じ 原種2枚	・肥代上記に(3円)	(2	23円37.6銭)
一反步	生糸	生糸1貫150匁 熨斗糸 259匁 玉糸 16匁 糸種 1枚	(31円94銭) (2円15銭) (2円28銭)		Ľ	(2	27円74.6銭)
	蚕種紙	蚕種紙70枚 出売繭2貫500匁	(105円) (9円61銭)	貢金・村費 税・原紙税 並原紙代・ し代雑費	• 原紙、,,org、	(6	65円 61銭)

明

治

九年における全国

「の輸出用余剰蚕種紙一六七、

六九六枚は、

第一国立銀行にお

いて抵当流れとなっていた。

とで、

翌一〇年、

原種の予備として各府県に分賦されたが、

埼玉県に対しては一二、○○○枚が割り当てられた。

県 そ

で生糸 きたし、 カュ かわらず、 製茶 収益の上で蚕種紙につぐ生糸・ それを遙かに上廻る高額出荷が可能であった。 繭 生茶 刈桑、 水田手作、 製茶・ 水田 繭などの生産が抬頭したとみられる。 小作 畑手作 しかし、 畑 小作 その後、 の順であった。 輸 出不振 蚕 に遭遇するや、 種紙生産は 高 生産の 額 の支出 k

ま た特に、 桑畑 茶畑などが、 普通畑と著し い収益差をも しってい たことが注目され

条二背 たが、 間 内外用ニ の廃止を意味しなかったことは、 無之蚕種 ヲ彼是 日正院第六十号公布ニ蚕種紙国 これについての布達が出された。 【入港 都 盃 テ 7ク者 規則 ジー蚕 紙 振換候節 B 関渉 紙 0 がて、 販路については、 内外壳買禁止 ハ 五円 . 趣確守可致ト有之加之本年 ノ条款 ハ改所 ノ取扱方有之候ヨリー 輸 议 出不振に陥ると逆に輸 次ハ廃 内 へ差出改請候上自家へ引取候様致シ詐偽隠匿 罰 **止其他** (第一則中第十五節) 金可 全国的に、 '申付旨公布相成旁蚕種紙改所 [内用海外輸出トモ更ニ一様ノ印紙下渡云々但蚕種取締規則第一則第十 バ都 これは、 つぎの神奈川県布達によって明らかである。 デ規則 概二改所モ被廃候儀ト心得候モ 国内用と輸出用との融通が許可され (二月八日) 正院第十七号ヲ以右規則中其品取上科料取立ノ事 出用を国内用に転向させることにもなった。 蚕種輸出ブームに際して、 Ī 趣確守可致卜有之候処右廃則 其他不正ノ品売買致シ候モノ共罰則記載相成居候故前記 ハ依然存置候儀 ノ所為致ス間敷此旨布達候事」 国内用を輸出用にきりかえるため ノモ有之趣ニ候得トモ右取締規則中 , 、内三廉 たが、 ニテ改方致 すなわち、 埼玉県においては、 ハ改所於テ国 もっとも、 シ不申 同 年九月に、 一候テ 内用亦海外輸 両用 と達 節 取締筋不相立候 明治七年六月 の措置であ ラ記載 0 せられ ノ通廃則 但書其外四廉 本年六月五 融 Ξ 免許 通 が 乜 出 サル 改所 印紙 ラ分 ノ外

は

需要者の姓名数量を区毎にまとめて、

同年二月一〇日までに報告するように一般に指示した。

員ならば頭取へ、 ノノ様誤ノ者コレアルヨシ相聞へ以ノ外ノ心得違ナリ」とあって、 二月第三十二号公布蚕種製造組合条例ハ独リ其組々ノ者ノミ守ル規則ニテ組外ニ在テハ規則ニ遵ハス恣ニシテヨキモ ついての報告義務を課したことは、 専ら国内需要を前提としていた以上、 県は 同年一〇月、 非組合員ならば戸長へ報告すべきことを規制した。県が、一応、 告諭によって秋蚕種紙の製造を禁じ、 春蚕の補足としての秋蚕の進出を端的に物語っている。 秋蚕の進出は製糸業の発展を意味していた。 万一、製造した場合は、 組合への加入は、一応、自由であっても、 その生産を禁じながらも、 なお、 その数量を、 秋蚕が輸出 同告論 VC 旧用蚕 は 蚕種製造組合 種 実績 組合員 昨 では

芁

年 な

行動が一般の規範となるべきであると強調されていた。

生糸製造取締規則及生糸鑑札渡方規則共渾テ廃スル事、乙 る唯 供ヲ醸シ内地人民困却ヲ生センモ計リ難」 名の答議は、 右両則トモ存シ置キ其不適当ト見認ルモノ大ニ之ヲ改正スル事」の三案を諮問した。 によって定められていた)で、生糸改所が販売にあたっていた。なお、 (同一○年四月)に伴い、同一○年五月、廃止された。そこで、六月一○日、区戸長が鑑札を一括して改会社 明治六年三月に大蔵省第四〇号布達によって定められた生糸売買における鑑札制度は、 さらに同 一の規制 | 丙案であったが、 社は、 は 巻紙の統一であった。 一五日、 これを大蔵省へ返還した。 当局は乙案を断行したのである。 当局は、 かったからであり、 生糸の製造・取引に関する制度について、 生糸製造取締規則が廃止された後における製品 右両則ヲ廃スルトモ独リ提糸巻紙、 巻紙は一〇〇枚二銭五厘 巻紙統 改所は一八カ所で、その位置はつぎの 一の理由は、 その結果、 「巻紙 (これは生糸改方規則第二則 生糸製造取締規 勧業掛に対して、 一定セサ ノ件ノミヲ可存事、 同掛青木伝四郎外四 レハ亦外入ノ口 の取締に関す 則 の 一へ返納 一 甲) 通 廃 (丙) 止

ŋ

その生糸を改所へ持参して検査を受け、

埼玉郡… 、幡山町、 加 須町 比企郡…小川村、 羽生町 行田町、 秩父郡…大宮郷・皆野村・下吉田村・本野上村・小鹿野村、 足立郡…桶川宿、 入間郡…越生村、 大里郡…熊谷宿、 児玉郡…本庄 榛沢郡…寄居町 宿 児玉 町

であった。

宿、

羅

那

·妻沼村、

郡 別 に改所の分布を概観すると、 同年の内国 . 勧業博覧会における郡別出品数の多寡とほぼ符合する。 すなわち、

改所 般に改所の分布が蚕糸生産の分布をしめしていたと解される。 ニ付目方六文目以下ナルモ 製糸心得条目 の検査を要すること、ただし改手数料を生糸一○○斤につき一円五○銭とすること(以上第五条)、 (明治一○年)では、) (第二条) 」 巻紙の貼用実施を、 に制限したほ カュ 同年七月一日以降と定め (第一条)、 輸出をはじめ「五貫目以上取纒メ売却 元結の太さを「百本 が節 二つ取製糸 K は 生糸

玉繭挽,くるみ・太元結・湿り糸などの濫製品売買を禁ずること(第六条)などが規定されていた。

定された。 クヘキ事」と定められ、 の場合でも検査を受けなければならなくなったのである。 翌 年八月には、 製造人心得条目の第五条には、 前述の生糸製造心得および改方が廃止されて、 検査の実施が、 前年の製糸心得条目の場合よりも強化された。 「海外輸出ノ品ハ勿論内国用ト雖モ売却ノ前必ス最寄生糸改所 そして、 製糸人が自宅において販売した場合は、 新たに製造人心得条目および生糸改方規則 つまり、 売却高が五貫目以下 ノ検査ヲ受 買取人が が設

へ持参売却スルモノハ其旨ヲ改所へ届出」て製糸人が検査の手続きをとることとなった。

手数料を支払うように定められた。

さらに、

第六条には、

自製糸ヲ直ニ

開

生糸改方規則において、 改所の位置が市場から離れている場合、 その市場へ改所を仮設して役員全員が出

こと (第九則)、

などが決められた。

68 貫目につき一円五○銭とすること(第七則)、 張すること があれば積み立てておき、 (第五則)、 生糸改引数料を買取人が支払うこと(第六則)、 県第二課の指揮に従う、ただし出納計算明細帳を毎年一二月一○日までに同課へ提出する 改手数料および巻紙販売益金をもって改所の運営費にあて、 改手数料を前年の四〇%近く値上げし、 なお残金

向は、 こ号布達によって、 提糸と改訂することとなった。 や国内の好況を反映したかかる廃則を具体的な契機としていたと考えざるを得ない。なお、 を注ぐこととなったのである。 としたが果し得ず、 生糸製造取締規則の廃止によって、 ますます強まったのである。いいかえれば、 生糸製造人心得および改方規則中、 ついに廃則の止むなきに至った。 明治一〇年代に入って、 製糸および生糸取引における煩瑣な規制が解かれたが、 当局が同規則によって製糸および生糸取引を全国的に統轄しよう そして、これ以後、 全国的に機械化の速度が大きくなったのは、 生糸製造人・生糸改所の両呼称以外は、すべて生糸の文字を その根本使命であった品質の 明治 生糸検査を重視する傾 一二年二月の甲第一 海外市況の好調 向 上に のみ力

比 以 年における工場製糸 ほ かは 九八%、 企郡 (一一%) などが主であった。また、 上となってい 明治一八年における製糸高 五未満であった(第1図)。 北埼玉郡では六三%の工場製糸率を示していた。そして秩父・大里・南埼玉・北葛飾の諸郡では工場製糸 たのであり、 (座繰・機械合計) 同一五年末から一八年に至る不況による打撃が大きかったことを表わしている。 (単位一○○貫)は秩父郡七○、入間郡五八、比企郡三五、 なお、 率は約二二%であったが、郡別にみると児玉郡 (三四%)、 前年には、入間郡が三八一を示したこともあって、 旧管地三郡の製糸高の対全県比は約四%に過ぎなかったが、 児玉郡三三、 県全製糸高が二・五倍 入間郡(一六%) 大里郡二六の 北足立郡で 同一八

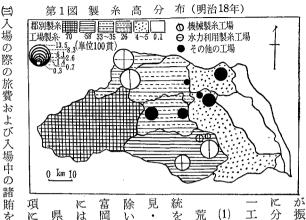
は

ÝĊ

は

明治六年七月、

富岡製糸場へ



分布 場を数えるに過ぎなかっ l 7 い た が、 収 金 が多 た。 か つ 第3表 た 0 は 間 郡 0 四

わな

か

っ

た。

眀

治

八

年

Ċ

お

ゖ

る機械

お

よび

水力利

Ī.

場

児玉

入 埼

間 玉

郡

Ι. 用

場

0

ほ は

か

北

郡 両

0

見 をも 荒 (1)I. 高 Ш 麗 つだけ 以 減製 西 入間 K ĸ . \$3 け る製糸業のうち、 新 容易に改良糸へ 座 大里 (荒川以西) 踏みきることができなか 古くから発達し の各郡では、 た 0 は 部 秩父郡 つ

た。

男 であ

衾

比

企

つ

たが、

は 程 遠 い 状 態であっ た の修業入場者二〇名を募 っ た。 その 募 集要

岡

製

糸

場

0

開

場

K

伴

つ

7 0)

荒 ŧ

ĴΪĬ

以

西

が

繭

の

定買場

に指定され 売却され

でも、

改良糸

の生産 五

V٦

ほ

とんどが生繭

ま上州

または

八王子

7

ŀ١

た。

明

治

年 産

0

自家織生

絹生

を 横 伝

を製 は 糸 (+) 年令 場 が 負担すること、 を一 四 ●二○才とすること、 などが定められ 7 (二) v 業年 た。 限 な お を カ年以 人選にあたって 上とすること

人名書上之尚 公選之上名前取 極可 可相達候事」、 ® という方法がとられていた。

各区

で は 糸 熟練 時 が 八 (明治六年)、 五〇 工 で繭 弗 四 六五 升 普 $\overline{\bigcirc}$ 富 沸 通工ならば約 岡 機 で あ 一械製糸と通常手力製糸との 5 た の \sim 一升し 対 Ų か処理できなかったのに対し、 丰 力製 糸 価格差は大きく、 は 七 弗 九 弗 上等糸 機械製糸では、 パであ つ 下等糸各々一〇〇斤につき、 た。 l か 熟練工では一斗二升、見 ₽ 日 工 程、 手力製 機 糸 械

					第	3表		繊	赦	ŧ	工		場	((明治	18年)							
種	場	3 名	地	名	松良	原油 丰二-	f-ı	聯	Ì.	T.	延	人		<u>員</u>		次十/	× *	4又 弗	B.A.	*		Δ *	=
類			16	41	機関運転力		,,	男		女			計		資本金*		経費金*			収入金 *			
製	製	糸暢業社	高麗君	『上広瀬村	蒸気水力	力16馬 30馬力	カ	900(2,	160)	7,	000(54,	000)	7,90	00(56,	, 160)	18,657	(300)	252,9	63(2	256)	266, 07	6(29	(0)
授	"	器械水車	入間郡			1(3馬)	1	300		5,	500		5,8	00		21,000		7,8	50		31,30	00	Ì
	"	武陽社	"	松郷	蒸	気	カ	6,805		34,	052		40, 8	57		30, 000		476,2	60		486,26	60	
糸	"	三芳野 会 社	//	川越町	蒸	戾	カ	400		4,	500		4,9	00		81,500		11,1	99		21,39	3	
*	児	玉精糸社	児玉郡	邓児玉町	人		カ	1,270		2,	495		3,70	65		50		2	67		28	38	
	缸	蔵精糸社	賀美君	『植付村	水		カ	1,150		2,	450		3,6	00		50		2	83		30	8	
生	生	糸製造所	北足式	Z郡糠田村	蒸	気	力	1,080		11,	800		12,9	60		30		1	.8		47	7	
生.		:島製糸場	11	小谷村	蒸	気	カ	1,440		18,	000		19, 4	40		50		6	6		78	3	
	松社	山製糸会	比企郡	松山町	坐		操	5(588)		— (13,	692)		5(14	, 280)	590	(70)	4	13(70)	4	1(7	78)
糸	拡	業会社	19	増尾村	水		カ	20			50			70		40		8	30		8:	L	
**	殖	産会社	北埼日	E郡成田町	人		カ	360		1,	080		1,4	40		16		1	.1		8	3	ĺ
*	埼社	·玉精糸会	"	手子林町	人		カ	23(1,	,260)		166(29,	340)	1	89(30	,600	20	(150)	1	1(138)	69, 948	3(15	51)
足	袋瓜		//	行田町	人		カ	730(—)	1,	387(21,	6 00)	2,1	17(21,	600)	72,618	(100)	152,8	76(1	(00	155, 11	2(12	20)

(註) * 単位100円,以下4捨5入 ** 機械製糸 *** 機械製糸以外 () 内は前年,その他は明治18年県統計書による。

る。

長野

県

北部における先駆的機械化の要因には、

新興製糸地域における投資という条件が挙げられるが、

それとと

習工でも六升を処理 冒 製糸会社設立規則』 生し得た。 Į١ がつくられたが、 į٦ いかえれ ば 機械製糸ならば通常手力製糸の三倍の作業能率 これは全国的にほぼ共通するものであっ たと考 をし Ď ż し得た B れ のである。 る。 同 規

五カ条) 中 には、 特に設立製糸工場と富岡製糸場との関係をしめしたつぎの四カ条がある。

第 八 条 既ニ 富 岡 ニ行クヲ得ハ糸館ノ事物終始ヲ視聴シ良法ニ依テ履行シ将来 ノ得失ヲ撰フ事

第

七

条

諸

一般予シ

メ定

L

ル

ノ期ヲ察シ社長以下取扱人等ノ中凡三四

名ヲ限リ官員ニ従テ富岡

三行

ンクヲ

請

求

ス

ル

事

則

第 九 条 富岡 ヨリ既ニ帰り社中ヲ集メ景況物事具ニ語リ領承 乜 シム ル 事

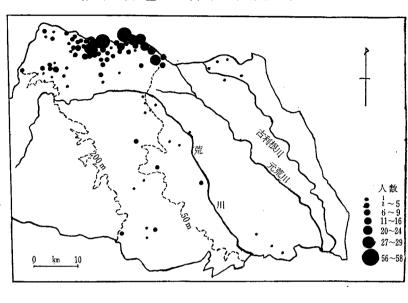
第 期限其他 一〇条 機据 外国 へ方自他費区別等詳 人条約 将二製糸 細 ノ器械ヲ買ハント Ξ 記載シ外国人ト会社トノ間 · スル ノ件ヲ富岡ニ於テ外国 ニ仮条約書ヲ取替 人ニ 謀 乜 置 ij 馬 ク 力幾許幾多及ヒ凡 丰 ソ到着

て帰社後の報告も義務づけられていた。 へとの すなわち、 間 K 結 ばれ 富岡製糸場に対する「社長以下取扱人等ノ中凡三四名」 ていたことが注目されよう。 そして、 富岡製糸場が製糸業の全国 洋式機械の購入に関する詳細な契約が富岡製糸場を経由 0 派遣 的 機 は、 械化 原則的 の上に果した役割を示 に定められて おり、 して、 唆 したが 7 外国 っ

場 Ř 合 設備および技術面におい k it. 後述するように、 新 てみるならば、 興製糸地域では 前述の事情 な か っ た点が、 から、 富岡 富 一岡に比較的近かったことが指 \sim の 近 後に しもか か わらず、 先駆 摘されよう。 的 機 械 化 埼玉 を果 県

得な かっ よりおく た れ明治九年に、 因であろうと考えられる。 秩父郡薄村製糸会社が設立されたのをもって嚆矢とし、 台地に おける製糸場の立地 は 後 述 の 埼 玉 郡 富岡 持田 町 村製糸会社 0 | 韮塚直 次郎の 0 創 設 発明 (明 治 K ょ

71 る工女一二人繰の機械が設置された。 また、 同 年 大里郡熊谷駅の森伊左衛門は、 自宅 ĸ .-お いて、 旧 来の 巫 繰製糸と



とし、その製品は、浦和の仮博物館に陳列されるにいた工人数一五人)。 そして、一一年には、機械を三〇人繰した(一〇年一月の製糸場規模は、竪六間、横二間半、折衷し、水車動力を利用する工女一五人繰の機械を設置

った。

さらに、

同館の第一期縦覧景況報告書

(明治一一年)

下村泰作(場長)・清水宗徳(副長) 広瀬村の豪農清水宗徳が「其妻努 を上州に遣わし製糸(ママ) 八割近くを官借金で賄わなければならず、自 己 資 金 は 月起工し同一 絵図に写させ」て開設したものである。同村において、 の 糸の模範と目された暢業社があった。 に、製品について、 ルニ便ナラシム其注意見ルヘキアリ」と記されて機械製 ヲ尤優等トスルニ似タリ此糸啻ニ絶佳ナルノミナラス毎 事を習わせ自分に職人を率て其建築丼に器械の装置を 繰原質ト試験糸トヲ添テ観客ノ仔細ニ之ヲ視之ヲ撿ス 一月に竣工したが、 「機械製ノ捻ジ造リナルモノアリ之 資本金六、五〇〇円の 両人が、一〇年五 同社は、 高麗郡上

第4表 繊維工場の生産額推移

場	名	明治1	3年	明治14	4年	明治1	5年	明治10	5年	明治1	7年	明治	
- M	巾	A	В	A	B	A	В.	A	В	A	B_	Α	B
製糸	暢業社	60	298	54	298	62	299	79	293	87	190	61	207
// :	器械水車											7	31
"	武 陽 社											83	386
//三	芳野会社											3	10
児玉	精糸社											112	288
武蔵	抵精糸社											135	.308
生糸	、製 造 所											19	47
長島	,製糸場									i		30	78
松山	製糸会社	16	80	9	81	17	80	21	79	24	78	14	44
拡 氵	集 会 社											26	81
殖	産会 社											3	8
埼玉	精糸会社	13	154	28	155	32	154	41	152	45	151	22	70
忍	行 社	49, 152	123	47, 496	123	50, 946	122	55, 027	121	59, 930	120	-	155

り

北部

(児玉

那)

はこれ

よりも遅れて群馬県

の影響

このように南部

(高麗郡)

においてつけられたのであ

(第2図)

しかしながら、

大規模な機械化の先鞭

は

をうけたものと解される。

(第4表)

的

な性格をもつ以上、

旧熊谷県に属する地域の方が、

地

Ę

より有利であっ

た。

原繭

の生産

地域、

つまり

は

脆

五○○円に過ぎ

元来、

製糸業がきわめて原料指向

過ぎなかっ

た。

このように資本の点で

養立

域の中心は群馬県から続く台地北部であった。

(註) A:製出高 単位10貫(忍行社は単位10足)以下4捨5入

B:製出額 単位100円

県統計書による

ラニ 罐 テ テ 繰 足したが、 頗 作 ナルモ 精 暢業社は、 ノ 如 乜 粗 フ レ キ ル ル質素ヲ示 シ ハ暫ク擱キ茲ニ陳セル製糸今此館内ニ於テ上等 シニ E ハ カ故ニ汽罐及汽管等ヲ除クノ外渾テ木製 唐銅 ノ也其尤好ミスヘキハ虚飾ヲ去テ実用ヲ専 シテ内地各所 製二 〇 年**、** 年 乜 ij シテ全国屈指 該場は 然 四〇人繰機械の設置によって発 ν ۲ ノ器械ヲ折衷シ其長所ヲ採 其有 モ実用専 ノ良罐ト言へリ器械 乜 ル器械 讱 ナルカ故ニ汽 ハ所謂・ Ξ 六十

74 茲ニ因テ之ヲ惟へハ広瀬ノ糸ハ蓋シ海内第一等ノ上品ト称シテ可ナラン」という実態であった。この後、 は、 横浜ニ於テ伊国人ニ売与セシ所八百斤(一二貫目)ノ価格洋銀六百九十枚ニ当リテ富岡二本松ノ上ニ駕スル事ヲ得 ニ位スルハ何ソ喋々ヲ贅センヤ嘗テ聞ク広瀬ノ糸ハ上州富岡磐城二本松ノ製糸ニ譲ラスト果シテ然リ明治一一年五月 清水の発意で、 荒川以西に五カ所、 一〇年の同社の規模は、竪一二間、横六間であり、工人数は一〇〇人におよんでいた。しかし、 以東に二カ所の製糸場を新設した。実用主義の設備投資に成功した例として 暢業社々員 タリ

取り以下ノ小機械ヲ設ケ自宅製糸ノモノ五カ所アリ皆水車或ハ足踏ヨリ運転」していた。 明治一一年現在、 このほか、 高麗郡飯能村大河原章平の八 人繰機械製糸場などがあり、 これをふくめて、 「十人

一三~一八年における生産力は、余り発展しなかった。

(第四表)

追来追々粗製濫造ノ弊ヲ洗除スト雖モ未タ器械製造ヲナスモノ尠キヲ以テ各村組合ヲ設ケ県庁ニ於テ機械ヲ製造貸与 はすでに出荷圏が固定していたからであろう。つまり、前者においては、機械製糸を裏づける資本投下の余地が少な ではなかろうか。 としてすでに発達を遂げていたことが、かえって北信地域にみるような画期的な機械化を阻害した一因となったから に、機械化の進捗は、長野・岐阜・山梨などの諸県と比較して必ずしもはかどらなかった。これは、 シテ精糸ヲ製造セシメ是ヲ大集シ外国直売ノ方法ヲ設ケント未タ着手セスト雖モ春来専ラ此事ヲ刻苦ス」とあるよう かったともいえよう。そして、明治一○年の第一内国勧業博覧会に、生糸が比較的広範な地域から出品されたが、絹 県全体としては、 機械化が遅れたのである。それは、両者の生糸の品質の差に基づくことであり、 いいかえれば、 「蚕ハ管下一般多少飼養セサルハナシ就中製糸昌盛ノ地ハ秩父児玉賀美那珂榛沢比企ノ六郡ナリ 国内織物用の生糸生産が枢要の地歩をしめしてきた地域は、 輸出 したがって、 (生糸) 中心の製 旧来の蚕糸業地 前者で

(2) 座繰製糸

織物および

絹綿交織物の原糸として使用されることが多かったと推定される。

糸ニ比スレハ又必シモ上等ニ位スルヲ覚フ也」といわれるほど良質であった。 るなどして一般の耳目を惹いた。その製糸は「未タ必シモ内地ノ優等ヲ保スベカラズト雖モ之ヲ上州前橋座繰 た。 ょ 郡児玉町の坂本金十郎、 って営まれていた。 これらの機械製糸とほぼ匹敵するほどの品質をしめした座繰製糸は、 木村の座繰製糸場は、 川辺 足立郡桶川宿の川辺弁次郎、下総国葛飾郡椿村の新田シヅ、 一二~八七才の工女三六人を数え、 新田 の両人を除き、 残りの 四人は秩父・児玉両郡 一一年八月の行幸に際して本庄駅構内に 秩父郡皆野村の飯野要兵衛、 に住居しており、 児玉郡本庄駅 旧 熊谷県 の木村カクなどに 浅見嘉平、 お が主であ て実演す 組 児玉 ノ製

劣下を検査し六月毎に大試 を得難いなどの不利な条件が多かったので、これを克服するために、 かくて、 大いに啓発された。 また、 が設立された。すなわち、 五〇人を数えて、 明治 Ш 越 町 四年、 の豪商島文吉の支配人西田真は、 彼は上州から工女二人を招くことを島文吉に請い、 Ш 武州生糸の名声を博するにいたった。 越において、 験を為し其 「工女は其家にて承諾せざれば之を雇い入れざることを盟い、 島文吉により六カ所、 等級を昇降する 等凡て其慣 明治一〇年の第一内国勧業博覧会に出席 その しか Æ 習を Ų かの者によって四カ所の製糸 生糸改正会社(本社を川越町、 様の 四〇人余の女子にその技術を伝習せしめた。 上州や八王子に比べると小資本で、 にしたのである。 Ų 又隔月毎ニ其勤惰優等 座繰製糸技術 これによって、 場 を 支社を各郡 開 ₹, 金 について 工女数 融 外国 k 0) 便 設

三、織物業

直輸入に対し正金銀行から六万円の融資が図られ、

荷為替の途も開かれた。

ルヲ覚フ也」とされ、 していた。木綿織物は、 スル 般には、 ノ着意アレトモ良法ヲ得サレハ未タ施サス」といわれ、 「生絹太織二タ子縞紺木綿白木綿等ハ管下婦女子ノ常職ニシテ毎戸之レヲ織ラサルハナシ其尺巾ヲ改良 「類品種甚タ多クシテー々新精ヲ極ムト雖モ縞類ノ如キニ至ツテハ最モ時好ニ適スルモノア 原料自給による在来的な農村家内工業の性格をよくしめ

流行の中心地東京の需要を反映したものといえよう。

盛ナラシム」と輸出布帛の規格を統一したことが述べられていた。 帛ハ其丈巾ニ定規アリト雖モ織ル者往々之ニ違ヒ人ヲシテ欺罔ヲ受ケルノ嘆アルニ至ラシム」と記され、さらに、我 カ布帛ノ丈巾洋服ノ製ニ適セサレハ海外人ノ需要ニ供スルコト能ハス故ニ工人ヲ勧メテ其丈巾ヲ改正シ販売ヲシテ愈 ついて、 織物の生産に伴って、 |粗製ニ流レ尺巾ヲ短縮ニシ或ハ糊力ヲ仮テ重量ヲ僞ル」ことをいましめた。同一一年の記録中にも、| 濫製の弊害も著しく表われた。 県は、 明治九年一二月、全区戸長に対し、 各村産出 の織物に 一布

(1)織

物

緒ニ就クヲ以テ仮社長ヲ廃シ更ニ社員ノ撰挙ヲ以テ議長ヲ置キ該則整頓ニ至レリ」とあり、県は内務省何を経た後、 平民三田清太郎外四人ノ者ヨリ有志協力ヲ以テ民立製糸会社ヲ設立セン為メ仮社長ヲ置キ会社定款並規則ヲ決定シ略 場が県内にさきがけてつくられたが盛大を期することができなかった。 く敷地六・五間×二・五間、工人数一五人)は翌六年一〇月、また、北足立郡草加宿の三好芳次郎所有の織工場 〇年一月現在、 綿織物中心地域においては、織工場がいち早く設立された。すなわち、埼玉郡辻村の小島惣五郎所有の織工場(明治 敷地六・五間×六間、工人数八人)は同六年一月に、すでにそれぞれ設立されたのである。 敷地八·五間×二·五間、 工人数一〇人) は明治五年四月、 この間の事情は、 同村の白石丑五郎所有の織工 明治八年、 その後、 埼玉 那 機械製糸 場 持田村 (同じ (司

供

給地に織物業が成立したものと言えよう。

季 沢の二問屋 により決算額 産物の為に吸取られ他の産物の運転に指支えるの勢い」であった。 色を見よう。 **|賃は一反につき一二、三~二五銭であった。** ,雇として機織をなさしむ。 『工務局月報第三号 (向 おも 四〇万円を挙げた川越の五問屋 山小平次等) ĸ 賃機の形式をとり、 其多きも一軒に一五し一六人に過ぎず。 などがあった。これらの問屋は、 (明治一五年)』によって、維新直前 労働力 原糸 (中島文平等)、 (織子) (洋糸) は 購入額は四○○万円におよび、 当初、 - 東京其他より貧しき者の児女を僅少の 決算額一六〇万円を数え、 から始められた木綿織物=二子織 買続商屋は、 織女の尤も幼き者は僅かに七・八才」であり、 東京問屋および上・信州仲買に荷続ぎをしてい 代償切手渡 「現金払い」 此地方の金融 し また 0 生産 前金を貸して年 を主とする所 は 流通 延払 は大抵此 0 特

埼玉県における明治初期の繊維産業 資金流 メ敢テ負債ヲナシテ之カ拡張ヲ要スル者ナシ、 東 京 通ニ 向けを主とした岩槻の綿織物は、 苦ムノ様ヲ見ス」 という金融面に ·金融貸借上金利大約二割位、 北足立郡では、 おける堅実さを保っていた。 又 原品ヲ延金ニ仕入六日目又ハ十一日目ニ代金支払 延金売買から現金取引 然 幸手 レトモ 蕨両 該業者 へと変わった。 宿 や塚越村 ハ各自準備資本相応 (北足立郡) ノ慣習モ アリテ ヲ務

立地 条件としては、 東京に近接するという地の利を得ていたことが窺われるが、 例えば、 二子織についてみても、

綿織物

そ

Ō が販路

は

ほとんど東京であり、

たが、

dy. が

て

直

接、

奥州、

東海道から京阪

•

中国地方に直売するようにもなった。

78 滑なる」ことが留意される。 「独り此地のみ之を織るに便利なるに非ず、唯当初一、二人の者此業を創め其頃世の中の好みに中り幸いに販路の流

しかし、 総じていえば、 綿織物生産は、 停滞衰退の傾向にあり、 明治一〇年代後半には、 層この傾向に拍車がか

(2) 絹 織

けられたようである。

ヲ一変シテ人ノ嗜好ニ適スルニ至ラシメハ其声価ヲ揚ル之ヲ掌上ニ指スカ如クナラン」とされていた。 ニシテ深切ヲ尽スト雖モ惜ヒカナ未タ山村ノ野陋ヲ免カレズ縞カラモ時好ニ適シ難タク自亦光沢ヲ有セサル也故ニ此 シテ古今如此土地人気の質朴ナルヲ以テ知ルニ足ル」といい、② ルニ繭及ヒ製糸ヲ撰ム刻苦尋常ノ比ニアラス之ヲ十年前ニ比較スレハ一層ノ進歩ニシテ精良品ヲ出産」してい® 商人大集シテ東京其他へ売出スルヲ以名トス其実ハ入間郡上広瀬村最寄ヨリ織出ス白七子斜子織浮織白練糸ヲ以テ織 ヒ縞ガラ等能ク時好ニ適スルニ似タリ」とされ、® 八反織などがあり、 このほか、 しかし、秩父絹については、「秩父郡中製出スル生絹ヲ称シテ世人秩父絹ト言実ニ巾ノ短ナルハナシ婦人ノ常職ト 川越の織物市場としての地位は高く、 秩父郡皆野村の色裏絹、 「曽テ糊ヲ用ヒス純粋ト謂ヘキ也但博多織糸織縞ノ如キハ啻ニ糊ヲ用ヒサルノミナラス其色ア 入間郡越生村の生絹、足立郡蕨宿の博多織帯地・黒八丈、 川越浮織と称する絹織物(白斜子織)についても、 綿織物と同様に、流行の中心地東京の需要を反映していた。 「秩父郡二タ子縞ノ類数種アリ之ヲ検スルニ質面緻密 「川越市中ニ販キ該市ノ 同郡中尾村の糸織縞

むすび

第3図 繊維関係商業会社・市場 (明治18年) の市 0 • o O 0 km 10 らず 域差 近世 地 3 ったことに起因するも 然としてその基本的な地 物業衰退の全国的趨勢の下にあって、 図 (2)心をなし、 にその核心をもってい 以来、 (第3・4 ĕ もこれを裏づけて 織物業の は 著しい地域構造上の対照をもつてい カュ その東西に繊維市場が分布していたことが注目される。 ば 画 両 'n しく 期的 表) のといえよう。 K は な機械化はのぞむべくもないが、 な V ₽, 「域構造を変えなかった。 た。 た。 か ح つ 台地の蚕糸業と平 た。 特 の傾向がよく反映され、 M 大里 これ

那

が養

蚕

お

ょ

び

)繊維品

取引会社分 0

布

0)

繊維品取引

(第

に台地に多く、

ついで山地、

平

地

ō

順

K

なって

おり、

織物生産は台地よりも平

製糸高

は

圧

倒

的

それぞれ特有の反応をしめしつつも、

依

繊維工場の生産に

ついて 実態

の

地

た。

そして、

蚕糸ブー

ムと綿

織

地の織物業

(とくに綿織物)

は

(1)

まとめとして、

生糸および織物の郡別生産高をみると、

たことが注目される。 (3)l カュ しながら、 資本の点ですぐれていた平地よりも、 原料供給の点で有利な台地上に製糸業の機械化が進んで

は

埼玉県が伝統的

な蚕糸業地域であ

製糸業の機械化

\$

必

註① 第三次農商務統計表によれ Ϊţ 明治 九年、 埼玉 ・栃木・ 群馬三県の織物 (帯地を除く) 産額合計は、 全国産額の四分の

余に達していた。

(3)

- 2 明治一〇年一一月一四日 埼玉県八等属・同一〇等属の記録。
- 拙稿 地理学評論:||七巻:||号、近郊農村の歴史地理学的研究(昭和:||九年)。
- 拙稿 埼玉県史料(内閣文庫所蔵、以下同じ)第二巻、 新地理三巻二号、運輸革命以前における近郊宿場町(昭和二九年)。 勧農篇。
- (5) 4 明治六年七月三一日布達、埼玉県史料第二巻。
- 明治六年一一月、製糸館ヲ建築セントノ告諭書、 埼玉県史料第二巻。
- 明治一一年、仮博物館(於浦和)第一期縦覧景況報告書。

工務局月報、第三号(明治一五年)。

8 7 **6**

(10) (9)

明治

明治九年一二月一四日、第一~一一大区区・戸長への論告。

「御巡行ノ際調進ニ係リ勧業着手ノ方法ヲ編述セシ者アリ今玆ニ叙シテ参考ニ供ス」。

明治八年一〇月二九日記録、埼玉県史料第三巻。 明治一七・一八年、埼玉県農商工概況。